

## 品川区総合教育会議傍聴要綱

制定 平成 27 年 6 月 9 日総合教育会議決定 要綱第 424 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、品川区総合教育会議傍聴届出書（第 1 号様式）を区長に提出し、品川区総合教育会議傍聴券（第 2 号様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議開会 30 分前から先着順に 1 人につき 1 枚交付する。ただし、報道関係者等で区長が特に必要があると認めるものについては、別に交付することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議を開催する会議室（以下「会議室」という。）に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。また、退室する際に係員に傍聴券を返却するものとする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、30 人とする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者  
(第 6 条の規定により、区長の許可を得た者を除く。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食、喫煙または談笑をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。

(6) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第 6 条 傍聴人は、会議室において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ区長の許可を得なければならない。

(違反に対する措置等)

第7条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、区長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 区長が傍聴禁止を宣告したときまたは前条により退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月9日から適用する。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

品川区総合教育会議傍聴届出書

品川区長 あて

年 月 日開催の第 回品川区総合教育会議の傍聴を届け出ます。

|     |  |
|-----|--|
| 住 所 |  |
| 氏 名 |  |

No. \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

年 月 日開催

第 回品川区総合教育会議

傍 聴 券

（開催場所 \_\_\_\_\_）

（裏）

品川区総合教育会議傍聴要綱(抜粋)

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （1） 言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2） 騒ぎ立てないこと。
- （3） 飲食、喫煙または談笑をしないこと。
- （4） みだりに席を離れないこと。
- （5） 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。
- （6） その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第6条 傍聴人は、会議室において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ区長の許可を得なければならない。

※この傍聴券は当日限り有効です。

※傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。